

新城市防犯カメラの設置、管理及び運用に関するガイドライン

【平成 25 年 11 月 27 日策定】

【平成 26 年 12 月 1 日改正】

1 目的

このガイドラインは、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、もって市民等の安全・安心を確保し、市民のプライバシーを保護することを目的とする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 不特定多数の者が利用する施設や場所において、犯罪の防止その他公共の安全の維持を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影し、記録する機能を有するものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し、記録されたものをいう。

3 撮影区域

防犯カメラの設置及び運用に当たって、犯罪の防止効果の向上と個人のプライバシーの保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定するよう努めるものとする。

4 設置の表示

防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者名を表示するものとする。

5 管理体制

次に掲げる体制により、防犯カメラ及び画像を管理し、運用する。

- (1) 設置者は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用を図る。
- (2) 設置者は、防犯カメラ及び画像の適正な管理及び運用に係る責任者（以下「管理責任者」という。）を指定する。
- (3) 設置者又は管理責任者は、必要があると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者（以下「操作担当者」という。）を指定することができる。

6 画像の適正な管理

画像の取扱いについては、次の事項を遵守し、適正にあたるものとする。

(1) 画像記録装置の設置場所

防犯カメラの画像記録装置は、一般の者が出入り等できないよう施錠が可能な場所に設置する。

(2) 画像の保管

画像を記録した媒体は、施錠可能な事務室内、事務室内の施錠可能な保管庫内などで保管する。

(3) 画像の保存期間

画像の保存期間は、撮影した日から 7 日以上 30 日以内の範囲内において管理責任者が定める期間とし、当該保存期間経過後は速やかに画像の消去を行うこと。ただし、管理責任者が必要であると認めたときは、当該防犯カメラの設置目的に応じ保存期間を別に定めることができる。なお、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

7 画像の適正な利用

画像の利用については、次の事項を遵守し、適正な利用にあたるものとする。

(1) 画像の加工禁止

画像は、録画された状態のまま保存し、複写及び加工はしない。

(2) 秘密の保持

画像から知り得た情報を第三者に漏らさない。

(3) 目的外利用及び外部提供の禁止

ア 画像及び知り得た情報は、設置目的以外に使用し、又は第三者に提供しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

(イ) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合、ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書による。

(ウ) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない場合

(エ) 本人の同意がある場合又は本人の請求に基づき、本人に提供する場合

イ ア(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合、設置者は、管理上必要な事項を記録する。

8 苦情等の処理

設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは、適切かつ迅速な処理をする。

9 運用要領の策定

(1) 設置者は、防犯カメラの設置及び運用について、本ガイドラインの「1」から「8」までに沿った運用要領を策定する。

(2) 設置者は、管理責任者及び操作担当者に運用要領を遵守させる。

(3) 防犯カメラ、画像の管理及び運用に関する業務を委託する場合には、受託者に運用要領を遵守させる。

10 その他

(1) このガイドラインは、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しをする。

(2) このガイドラインに定めのあるもののほか、画像に関する取扱いについては、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。